

東海記者クラブ同時

2026年5月18日（月）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 木佐、岩田
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 内田、鹿又
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

東海市における地下水汚染について

愛知製鋼株式会社（東海市）が、東海市内の同社知多工場において、自主的に地下水調査を実施したところ、地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

愛知製鋼株式会社

(2) 報告年月日

2026年5月18日（月）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県東海市荒尾町^{あらおまち}タノ割1の一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
砒素及び その化合物	0.013mg/L (1.3倍) ^注	0.01mg/L 以下	1／12
ふっ素及び その化合物	2.6mg/L (3.3倍) ^注	0.8mg/L 以下	10／12
ほう素及び その化合物	1.3mg/L (1.3倍) ^注	1mg/L 以下	1／12

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

県は、事業者に対し、地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び周辺の井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

愛知製鋼株式会社 経営企画本部 社長室 広報チーム

住所：愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地

電話：052-603-9216

4 調査対象地の概要

調査対象地は、1956年から現在まで、製鋼等を行う工場の敷地として利用されています。

今回汚染が判明した物質は調査対象地内において取扱履歴がありますが、当該物質に係る漏洩^{ろうえい}事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1 kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。
(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 g と言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)